

中小企業・
個人事業者のための

第4弾



エネルギー価格等 高騰対策支援金

重要

6月23日追記

給付額増額
(10→11万円)

国の重点地方交付金を活用して、電気・ガス等をはじめとする
物価高騰への支援を行います

申請期間

令和8年5月8日(金)~8月31日(月)

※郵送の場合は最終日の消印有効

給付額

一律 **11万円**

※既に10万円を給付済の中小企業者にも
1万円を追加給付します(別途申請不要)

給付対象

①から③のすべてに該当する中小企業者

① 令和7年4月から令和8年3月までの任意の1か月において、



電気



ガス
(LPガスも含む)



ガソリン



軽油・灯油・重油

の合計金額が3万円以上あること。

ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、令和7年4月から令和8年3月までの連続する3か月において月平均で50万円以上あること。

② **法人** :市内に本店(法人税の納税地)を有すること。

個人事業者 :市内に住所(住民票)を有すること又は市内に主たる事業所を有すること。

③ 今後も市内で事業継続する意思があること。

申請方法(オンライン/郵送)や申請先などの詳細情報は、
特設WEBサイト等で公開しております。

千葉市中小企業者 エネルギー支援金

検索

詳しくはこちら



お問い合わせ

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局

電話番号【043-201-6800】 FAX番号【043-201-6828】

平日 9:00~17:00 土日・祝日はお休み(令和8年5月8日から)

chibacity-chushoenergy@jtb.com